

1. 政策及び15年度重点施策等

政 策	貸金業者に対する的確な監督
15年度 重点施策	登録審査の強化 情報収集態勢の整備 関係省庁との緊密な連携

2. 政策の目標等

法定任務	預金者、保険契約者、投資家等の保護
基本目標	金融機関等が金融サービスを公正に提供していること
重点目標	金融機関等の法令遵守態勢が確立されていること

3. 政策の内容

悪質な金融業者を排除するため、貸金業者の登録審査を強化するとともに、財務局、都道府県及び警察当局等の関係機関・団体との連携を強化することや、相談・苦情の受付体制を充実・強化することにより、貸金業者に対する適切な指導・監督を実施し、資金需要者の保護に努めています。

4. 平成15事務年度における事務運営についての評価

(1) 登録審査の強化について

登録審査等の一層の強化とヤミ金融対策法に基づく登録要件の厳格化により、他人名義等による不正な申請者や財産的基礎を有しない者の登録が困難となったことなどから、新規登録件数は減少してきており、特にヤミ金融対策法が施行された16年1月以降の3ヶ月間では前年同時期に比べ大幅な減少(56.7%)となりました。

(2) 情報収集態勢の整備について

被害者・苦情者等のための相談体制について、財務局や都道府県の監督部局において貸金業担当職員の増員や「ヤミ金110番」など苦情・相談窓口の拡充が図られてきています。また、業界団体においても、相談窓口の利用に関する広報活動の強化や、専門相談員の配置等の体制強化を図る動きがみられます。

(3) 関係省庁との緊密な連携について

15年8月に「ヤミ金融等被害防止対策会議」等の設置を要請して以降、順次各都道府県において設置され、16年6月までに全都道府県において「ヤミ金融等被害防止対策会議」等が設置されることとなり、ヤミ金融業者等に関する情

報の共有化及び被害の防止に向けた対応など積極的な取り組みが行われています。

(4) その他

貸金業者の登録内容を検索できるサービスについて、月平均で約4万件のアクセスがあるなど活発な利用状況がうかがわれ、登録貸金業者か否かの確認等が行われることにより、ヤミ金融業者との取引抑制・防止に役立っているものと推定され、今般の機能拡充は資金需要者の保護等に資するものと考えられます。

また、広告掲載団体の傘下の広告会社において、自社の広告を調査したところ、無登録貸金業者の広告が発見されたことから、当該広告会社によって広告掲載が取り止められるとともに、警察当局への情報提供が行われました。

行政処分を受けた貸金業者においては、内部体制の見直し、社員教育の実施といった法令遵守向上に向けた取り組みが行われています。

また、金融庁では、ヤミ金融対策法が成立したことに伴い、事務ガイドラインを整備しました。さらに業界団体による自主ルールの策定が行われるなど、貸金業者の法令遵守に資する取り組みが行われています。

以上のように、ヤミ金融対策法の目的に則した対応が行われ、資金需要者等の保護に寄与しているものと考えられます。

例えば、財務局及び都道府県の貸金業者の監督当局に寄せられた無登録の疑いのある者に関する苦情・相談件数については、15年度7～9月期をピークとして減少している傾向がみられます。

5. 今後の課題

苦情・相談件数について、最近、無登録の疑いのある者に関する件数は減少傾向がみられるものの、総件数は依然として多数にのぼり、また、ヤミ金融業者の手口の巧妙化・悪質化の傾向がみられることから、これに対応するため、登録審査の適正な実施、ヤミ金融問題に対する関係機関・団体との緊密な連携、悪質な貸金業者に対する厳正な行政処分等、引き続き的確な監督を行っていく必要があります。

平成17年度において、上記の監督等の実施のため、機構定員要求を行う必要があります。

6. 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっていますが、環境の変化や取り組みの有効性等を踏まえ、取り組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。